

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (12)

質問事項 (調査対象件数)			45. キプロス共和国 (CY) 86	46. エストニア共和国 (EE) 74	47. アルメニア共和国 (AM) 69	48. フィリピン (PH) 70				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	0	回答なし	1	回答なし	1	同一と判断する	2
	b	縦書きと横書きの相違		0		0		0	同一と判断する	0
	c	右横書きと左横書きの相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	d	アクセント符号の相違		0		0		0	同一と判断する	0
	e	句読点、引用符の相違		0		0		0	同一と判断する	0
	f	スペルの相違		0		0		0	同一と判断する	0
	g	音訳と英語の相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	h-1	書体の相違		16		21		2	同一と判断する	5
	h-2	書体の相違を認める程度							文字商標同士なら書体無視	
	i	標準文字の扱い							書体の相違は考慮しない	
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断							書体の相違は考慮しない	
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度							見過ごされる程度の場合	
	l-1	色彩の相違		12		0		13	同一と判断する	0
	l-2	色彩の相違を認める程度							異系色でも同一と判断する	
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況			回答なし		回答なし			-	
Q1-3	同一性認証の特徴								-	
Q2-1	同一性の審査基準の有無								-	
Q2-2	同一性の審査基準の公開								-	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否								-	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法								-	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標								立、音、色、位、におい、ド	
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断								なし	
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法								-	

4. 3. 48 フィリピン共和国

(1) 案件調査結果（概要）

フィリピン共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 70 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、26 件 (37.1%) であった。

フィリピン共和国における特徴は、書体（フォント）、大文字と小文字及び色に関する同一性の認定において、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。国際登録件数が少ないため、文献調査から類型化することは難しい。国際登録において標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）が相違するもの、縦横の拡大縮小比が相違するものが同一と認定されている事例がそれぞれ 1 件、標準文字の指定がある場合、書体（フォント）が相違するもので同一と認定されている事例が 4 件、大文字と小文字が相違するもので同一と認定されている事例が 2 件確認された。

フィリピン共和国においては標準文字制度の規定は見当たらないが、「タイプした図面は、図案、レタリング様式、色彩、発音区別符号又は通常でない句読符号のように特殊な特徴を示す必要が一切ない場合は、審査官が受理することができる」（商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則 403(b)）とされており、また、調査票回答から「文字商標は書体（フォント）の相違に関わらず同一である」との回答を得ており、標準文字制度の運用が行われていると考えられる。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しない旨、調査票で回答があった。

(3) フィリピン共和国知的財産庁調査票回答結果

フィリピン共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 48-1 に示す。

表 48-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	2
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断する	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断する	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	5*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		文字商標である場合、書体にかかわらずそれらの商標は同一である。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	(回答なし)	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 48-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	書体サイズの違い	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断する	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

フィリピン共和国において調査を行った結果を表 48-2 に示す。国際登録 70 件のうち、標準文字の宣言のないものが 60 件、標準文字の宣言のあるものは 10 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 60 件中の 17 件 (28.3%)、標準文字の宣言がある国際登録では 10 件中の 9 件 (90%)、合計 26 件 (37.1%) が日本の運用では非同一と判断されると思われるものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 48-1~図 48-3 に示す。

表 48-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計件数 [件]
調査対象(国際登録)件数	60	10	70
同一と判断	40	1	41
非同一と判断	17	9	26
検索不可能	3	0	3

図 48-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

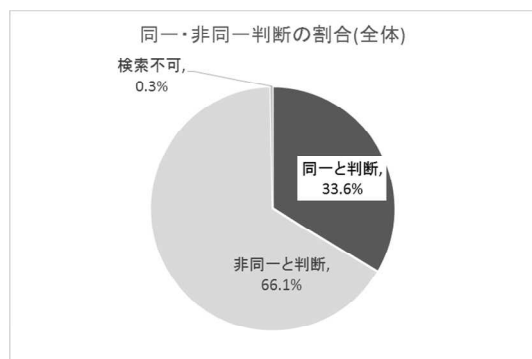


図 48-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

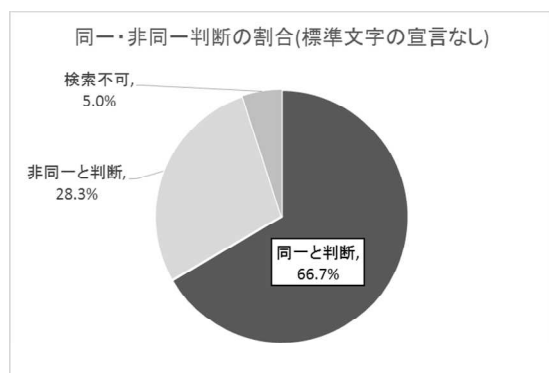
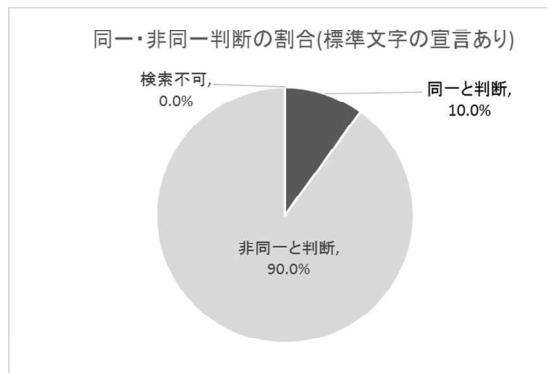


図 48-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 48-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）が相違、拡大縮尺が相違する事例がそれぞれ 1 件確認され、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）が相違する事例が 4 件、構成が相違する事例が 2 件確認された。

表 48-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	1	4	5
構成	0	2	2
拡大縮尺	1	0	1
色	0	0	0
背景	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	17	6	23

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 48-4 に示す。

表 48-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	0	2	2

エ フィリピンにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によると、文字商標である場合、書体 (フォント) にかかわらずそれらの商標は同一であると判断される。

表 48-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1260811	基礎商標出願番号= 04-2014-014409
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

c. 拡大縮尺

縦、横の拡大縮小の比率が相違する事例

表 48-6 拡大縮尺に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1205962	基礎商標登録番号=10625
		
	国際登録に比べて基礎商標は横長である。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によると、文字商標である場合、書体 (フォント) にかかわらずそれらの商標は同一であると判断される。

表 48-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1171793	基礎商標出願番号= 4-2013-000129
	GOURDO'S	GOURDO'S
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 20140917	基礎商標出願番号= AL/T/2013/624
	EMPERADOR	EMPERADOR
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。また、国際登録は濃淡が薄い。	

b. 大文字と小文字

調査票回答によると、大文字と小文字の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 48-8 大文字小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1168458	基礎商標出願番号= 04-2013-002203
	loudbasstard	LOUDBASSTARD
	基礎商標は大文字のみから構成されているが、国際登録は小文字のみから構成されている。また、書体と濃淡も相違している。	
②	国際登録番号= 1178275	基礎商標出願番号= 04-2012-015345
	SUCHERO	Suchero
	基礎商標は大文字と小文字から構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。また書体も相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

フィリピンにおいては、標準文字制度に関する規定は見受けられないが、商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則 403(b)において、タイプした取扱いの図面の受領に関する規定がある。また、調査票回答によると、文字商標である場合、書体にかかわらずそれらの商標は同一であると判断されるとの回答を得ており、標準文字の運用が行われていると考えられる。

商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則 2006 年改正⁶⁶

規則 403 図面

- (a) 標章の図面は、出願人の商品若しくはサービスに又はこれに関連して実際に使用しているか又は使用しようとする標章を実質的に正確に表現するものでなければならない。
- (b) タイプした図面は、図案、レタリング様式、色彩、発音区別符号又は通常でない句読符号のように特殊な特徴を示す必要が一切ない場合は、審査官が受理することができる。コンピュータからのプリントアウトも、標章を正確に表現するものでなければならない旨の要件を実質的に満たしていれば、審査官が受理することができる。
- (c) ただし、本条規則の規定は、出願日を付与する目的で出願を完全なものともみなすか否かを決定する際には、弾力的に解釈する。

⁶⁶ 商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則 2006 年改正
<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/philippines/syouhyou.pdf>
(アクセス日：2016年2月18日)

平成 28 年 3 月

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>